

フランスにおける過少資本 税制に関する調査

2011年11月30日

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

目次

1. フランスにおける過少資本税制の概要	4
2. 金融機関に対する過少資本税制の特例	5
3. 証券会社のレポ、証券貸借取引にかかる差益の取扱い.....	7
4. 持株会社に対する過少資本税制の特例	7

1. フランスにおける過少資本税制の概要

(1) 過少資本税制の対象となる借入

通常、関連者からの借入により生ずる利子の損金算入については、フランスの過少資本税制による制限が課されます。関連者とは直接支配株主に限られず、(i)一方の者が直接および間接的に他方の者の資本の大部分を有するもしくは他方の者の決定権を実質的に有している場合、または(ii)両者が同一の者により支配されている場合(例えば、兄弟会社)についても関連者とみなされます。

2011年のフランス財政法改正前は、銀行への利子の支払は過少資本税制の対象とならず、銀行借入について関連者からの保証を受けている場合であっても、税務上、全額損金に算入されていました。2011年のフランス財政法改正により、関連者からの直接または間接的な保証を受けている場合には、第三者である銀行からの借入についてもフランスの過少資本税制が適用される場合があることとされました。

(2) 過少資本税制の適用判定

支払利子を損金に算入する場合、「利率に関する制限¹」および「負債資本比率に関する制限²」の2つの制限が課されます。

① 利率に関する制限 - 独立当事者間テスト

損金に算入される利子の金額は、以下のうちいずれか高い金額までとされます。

- 金融機関による法人向け中期ローンに係る年平均利率(定期的にフランス歳入庁(French Revenue)より公表され、2010年12月終了事業年度については、3.82%)
- 第三者である銀行から、同様の条件で借りたとした場合に適用される利率。この場合、借入法人は、同日において「同様の条件」で当該利率により銀行から借入をできたことを証明する責任があります。

② 負債資本比率に関する制限

上記①の制限に該当しない部分の利子についても、下記の3要件のすべてを満たさないこととなる場合には、その損金算入が制限されます。

- テスト1-負債資本比率が1.5対1以内であること

関連者からの借入額が、借入人の自己資本(net equity)の150%を超えていないこと。

この場合、比率の算定上、負債は事業年度の平均負債残高が用いられますが、自己資本については、借入人の選択に基づき、事業年度開始日または末日時点における金額が用いられます。事業年度末日における資本金の額が自己資本の額を上回る場合には、資本金の額が用いられます。なお、自己資本については、関連者の資本持分に関わらず、その全額が考慮されます。

¹ フランス税法第212条Iおよび第39条-13

² フランス税法第212条II

- テスト 2- インタレスト・カバレッジ・レシオが 4:1 以内であること

関連者へ支払われる利子の額が、借入人の調整後当期所得の 25%未満であること。

「調整後当期所得」とは、会計上の税引前当期利益に関連者へ支払われた利息、償却費および一定のリース費用(ファイナンスリース契約の終了時点における売却価額を反映したファイナンスリース費用)を加えた金額に相当する額をいいます。

上記の償却費とは、法人の会計上の利益の計算上、費用処理される償却費をいいます。したがって、営業費用ではなく特別損失となるような特別な償却費は、負債資本比率の計算上、法人の当期利益に加算されません。

- テスト 3-受取利子

関連者へ支払われる利子の金額が、関連者から受取る利子の金額に満たないこと。

支払利子のうち、上記 3 テストにより算定された額のうち最高額を超える部分の金額は、その金額が 150,000 ユーロ以下である場合を除き、その発生した事業年度において損金の額に算入されません。

損金不算入とされた利子は、翌事業年度における課税所得の 25%と損金算入利子額(上述)の差額を限度として、翌期の課税所得から控除可能です。翌事業年度においても控除できない残高は、同様の条件で翌事業年度後も控除できる可能性があります。毎年繰越額は 5%ずつ消去されます。

なお、当該法人が所属するグループ全体の負債資本比率が当該法人と同率またはそれ以上であることを証明できる場合、過少資本税制を不適用とするセーフハーバー・ルールが設けられています。

2. 金融機関に対する過少資本税制の特例

(1) 金融機関に対する過少資本税制の特例の概要

原則的に、フランスの通貨金融法(French Monetary and Financial Code) L511 条-9 に該当する金融機関は、過少資本税制の適用対象外とされています。したがって、それらの金融機関がその関連者からの借入について支払う利子は、過少資本税制の対象とされません。

しかしながら、フランス税務当局は、外資系金融機関フランス支店のフランスにおけるクレジットリスクおよび機能を考慮した場合に資本が過少であると思われる場合には、資本のレベルを調査し、損金に算入される利子の額を更正することができると明示しています。

また、金融機関からその関連者に第三者間価格で貸し出されているローンについても、原則として、その借入人である関連者において当該ローンは過少資本税制の対象とされないとする特例があります。

フランス税務当局は、ガイドラインにおいてフランスの通貨金融法 L511 条-9 に該当する金融機関により付与された関連者へのローンについては、以下のいずれかに該当する場合には過少資本税制の対象とならないことを明示しています。

- ① 当該関連者への貸出金額が、特に当該関連者の返済能力を考慮した上で、同業の第三者へ貸出す場合の金額を超えていないこと。

- ② 関連者へのローンに適用される利率が、同業の第三者へ同様の条件で貸し出した場合に適用される利率を上回っていないこと。

当該免除規定は、フランスの金融機関、フランス国外の金融機関のフランス支店、および欧州経済領域に参加し、フランスと執行共助条項を含む租税条約を締結している国に所在する金融機関(当該金融機関がその所在国において金融機関として認可を受けていることを証明できる場合に限る)について適用されません。

(2) 実際に損金不算入となっているケースの有無

金融機関は通常、その借入について過少資本税制の対象とされないことから、私どもの知る限りにおいては、金融機関が過少資本税制に関して調査/更正を受けた事実は見受けられません。金融機関は通常、自らは過少資本税制の対象外であると考えているものの、その子会社のタックス・エクスポージャーによるレピュテーション・リスクを回避するため、関連者への貸付条件について注意深くモニターしています。

関連者への貸付を確実に過少資本税制の対象外とするため、金融機関は以下の点を確実にする必要があります。

- ローンが前述の第三者間取引要件を満たしていること
- 第三者へ貸し出される場合においても、ローンが借入人の関連者によって保証されていないこと。

i. 第三者間要件

ローンの第三者間価格性を証明するため、フランス税務当局は関連者へのローンが金融機関の顧客へのローンと比較可能であることを求めています。これは、固有の特徴を有するローン(例えば、特定の取引について付与されたローン)であり、比較可能なローンが市場に見受けられない場合に問題となります。この場合、関連者間ローンにおける支払債務に見合う十分な返済能力が借入人にあることを確実にすることが重要となります。

フランス税務当局は、ローンの第三者間価格性の分析に必要なベンチマークの入手可能性の観点から、金融機関から関連者へのローンの第三者間価格性について問題にするケースは実務上あまり多くないようです。ただし、この点については、貸付業務を行う金融機関の場合と他の場合とは異なります。金融機関が定期的に貸付業務を行っている場合、金融機関は様々なローンの契約条件に関して高水準の情報を有しており、フランス税務当局と論争がある場合においても、フランス税務当局以上に十分なベンチマークを有しているといえると考えられます。反対に、他の業態を専門とする金融機関については、貸出銀行ほどに十分なベンチマークを有していません。

ii. 関連者保証による銀行借入

2011年のフランス財政法改正により、銀行ローンに係る利子が支払われる場合において、関連者または借入法人と関連を有する法人により保証を受けた者のいずれかによりそのローンの返済について保証が付されているときは、銀行借入のうちその保証を受けた部分について支払われる利子について、関連者への利子として取り扱われ、フランス税法第212条過少資本税制の適用を受けます。

フランスの法令上、「保証」という用語の定義はありません。しかしながら、(フランス税務当局を拘束する)行政指針の草案において、保証の定義付けがなされています。これらの指針によると、過少資本税制の適用となる保証とは、保証金、第一順位支払保証および保証人が被保証人の債務不履行時に貸付人の求め

に応じて債務を返済することを保証する一定のコンフォートレターが該当することとなります。行政指針の計画では、すべての保証が該当することとされています。

3. 証券会社のレポ、証券貸借取引にかかる差益の取扱い

フランスの法律上、株式貸借取引は原則として有価証券の譲渡として取り扱われることから、取引開始時に生ずる損益は譲渡損益として取り扱われます。有価証券が買い戻された際は、貸付人の会計上(株式貸借契約に基づき)貸主より買い戻された価額で帳簿に記載されます。

有価証券が売却したものとみなされた時の価額と貸付人において記録される価額の差額が過少資本税制の対象とされるかは、税務上、明らかではありません。しかしながら、そのような取引方法がフランスの(法律および税務上の)法令において認められていることを考慮すると、(当該差額について)過少資本税制が適用されるリスクはかなり低いものと考えます。

一定の要件のもと、株式貸借取引は簿価での取引を認める課税上の優遇措置を享受できる場合があります。この場合、有価証券の譲渡について貸主において課税所得が生じません。貸主は、有価証券の帳簿価額にて債権金額を認識し、有価証券が買い戻された時は、貸主は損益が生じないよう当該債権金額を消去します。

債券貸借取引および債券現先取引についても同様に、過少資本税制が適用されるリスクは低いものと考えられます。

4. 持株会社に対する過少資本税制の特例

(1) 持株会社に対する過少資本税制の特例の有無

上述を除き、持株会社に関する過少資本税制の特例はありません。

(2) 持株会社における実務上の過少資本税制適用回避措置

フランスの持株会社が過少資本税制を回避するための措置については、以下のような方法があります。

- 負債資本比率がフランスの税法上、過少資本税制が適用されるレベルにならないようにすること。
- 連結納税制度によりグループ内における過少資本税制の適用が回避できることがあります。しかしながら、その方法は非常に複雑であり、特定の事実および状況に依存することとなります。

本書は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本書の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本書に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本書に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、プライスウォーターハウスクーパース、およびその職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

©2011 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース 無断複写・転載を禁じます。
本書において、PwCとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または、プライスウォーターハウスクーパース インターナショナル リミテッドのメンバーファームを指しています。各メンバーファームは別組織となっています。